

北の国災害サポートチーム 活動 規程（3）

第1章 経理

第1条（会計区分） この団体の会計について、法令の要請等により必要とされる場合は、会計区分を設けるものとする。

第2条（会計処理の原則） 会計の処理及び手続きは、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第3条（会計責任者） 会計責任者は代表とする。

第4条（勘定科目の設定） この団体の会計においては、財務及び会計のすべての状況を的確に把握するため、別表又は別の規程として科目一覧表もつくる。

第5条（会計帳簿） この団体の会計帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 主要簿
 - ア 仕訳帳
 - イ 総勘定元帳
- (2) 補助簿
 - ア 現金出納帳
 - イ 預金出納帳
 - ウ その他必要な勘定補助簿

第6条（収支予算書の作成） 収支予算書は、事業計画に基づき、毎会計年度開始前に代表が作成し、総会の議決により定める。

2 収支予算書は、活動計算書に準ずる様式をもって作成する。

第7条（収支予算の執行） 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は、代表とする。

第8条（決算整理事項） 代表は、毎会計年度終了後に、当該会計年度末における次の書類を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 活動計算書
- (3) 計算書類（貸借対照表及び活動計算書をいう。）の付属書類
- (4) 財産目録

第9条（計算書類等の確定） 代表は、前条各号に掲げる書類について、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて役員会へ提出し、その承認を経た上で、総会において承認を得て、決算を確定する。

第10条（金銭の範囲） この規程で金銭とは、現金及び預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

第11条（出納責任者） 金銭の出納・保管については、出納責任者をおくものとする。
2 出納責任者は代表が任命する。

第8条（改廃） この規程を改廃するときは、役員会の議決を経なければならない。

（附則）

この規程は、2020年5月1日から施行する。（2020年5月1日役員会議決）

この規程は、2023年3月22日から施行する。（2023年3月22日役員会議決）

以 上